

平成 25 年 3 月 26 日
小美玉市条例第 12 号

小美玉市乳製品加工施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 本市の、基幹産業である農業を軸に他産業との連携により、農畜産物の高付加価値化、販路拡大、一次産業従事者の所得向上を図るための施設として小美玉市乳製品加工施設（以下「乳製品加工施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 乳製品加工施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	小美玉市乳製品加工施設
位 置	小美玉市山野 1628 番地 42

(事業)

第 3 条 乳製品加工施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 農畜産物の加工、販売及び普及
- (2) 農畜産物の加工体験
- (3) その他施設設置の目的を達成するための事業

(使用の許可)

第 4 条 乳製品加工施設を使用（占用的使用をいう。以下同じ。）しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可に管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、乳製品加工施設の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 乳製品加工施設又は設備を破損するおそれがあるとき。
- (3) 政治的又は宗教的活動に使用するおそれのあるとき。

(4) 乳製品加工施設の管理上支障があると認められるとき。

(5) その他市長が適当でないと認めるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条第1項に規定する使用の許可を取り消し、又は停止することができる。

(1) 第5条各号の規定に該当したとき。

(2) 第4条第2項の規定により付した許可の条件に違反したとき。

(3) 偽り、その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

2 前項の取消し等により使用者が損害を受けることがあっても、市長はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第8条 使用者は、次に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、基本使用料及び加算使用料とする。

3 基本使用料は、別表に定める使用料基準額に100分の50を乗じて得た額から当該使用料基準額に100分の150を乗じて得た額までの範囲内の額で、規則で定める額とする。

4 加算使用料は、当該使用者の毎月の総売上げ金額に100分の1から100分の5までの範囲内の割合で、規則で定める割合を乗じて得た額とする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の規定による使用料を減額し、又は免除することができる。

(特殊物件の搬入等)

第10条 使用者は、乳製品加工施設の使用に当たって特別の設備を設

け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第 11 条 使用者は、乳製品加工施設の使用を終了したとき、又は使用の許可を取り消されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第 12 条 使用者は、乳製品加工施設の使用に際して、故意又は過失により建物若しくは付属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が相当な理由があると認めたときは、この限りでない。

(立入検査)

第 13 条 市長は、乳製品加工施設の適切かつ健全な管理運営を確保するため必要があると認めるときは、立入検査をして適当な指示をすることができる。

(指定管理者による管理)

第 14 条 市長は、乳製品加工施設の管理運営上必要と認めるときは、その管理を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に行わせることができる。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 事前の使用の手続き及びこれらに関し必要な準備行為は、この

条例の施行前においても行うことができる。

別表（第8条第3項関係）

使用料金

区分	使用料基準額
加工施設棟	月額 835,000 円
体験施設棟	月額 40,000 円

備考

- 1 使用料金には備付け備品の使用料金を含む。